

くらしの豆知識／自転車の危険運転に罰則／酒気帯び、「ながらスマホ」などに適用

スマホを見ながらの走行や、酒気帯び運転など、自転車の危険な運転に関する罰則強化が、昨年11月から始まりました。いずれも「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

これまで、酩酊（めいてい）状態の「酒酔い運転」については、自転車の運転者にも罰則がありました。11月以降は、酩酊に至らない「酒気帯び」にも「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が適用されます。自動車運転者への罰則と同じように、自転車を提供した人や、酒類提供者も罰則の対象になります。

自転車運転中の「ながらスマホ」も罰則の対象に。違反者には「6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金」、交通の危険を生じさせた場合には「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」が適用されます。停止中の操作は対象外です。

「海員だより」